

小児慢性特定疾病医療受給者証の 新規申請手続きについて



岡山県マスコット
ももっち・うらっち

1. 制度について

子どもの慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾病医療費助成制度は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を負担する制度です。

2. 対象者

小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童が対象です。

- ① 慢性に経過する疾病であること
- ② 生命を長期に脅かす疾病であること
- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

- ・上記の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。
- ・18歳未満の児童等が対象です。(ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象とします。)

3. 対象疾病

小児慢性特定疾病の対象疾病は、756疾病あります。
疾病名は岡山県ホームページ又は小児慢性特定疾病情報センターを参照してください。

4. 月額自己負担上限額

医療保険における世帯の区市町村民税課税額(所得割)に応じて決定します。(単位:円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合: 2割		
			自己負担限度額(外来+入院+薬+訪問看護代)		
			原則		
		一般	重症又は高額かつ長期	人工呼吸器等装着者	
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民 税非課税 (世帯)	(~80万円)	1,250	1,250	500
低所得Ⅱ		(80万円超~)	2,500	2,500	
一般所得Ⅰ		市町村民税 課税以上~ 7.1万円未満	5,000	2,500	
一般所得Ⅱ		市町村民税 7.1万円~ 25.1万円未満	10,000	5,000	
上位所得		市町村民税 25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※血友病等の方は、自己負担はありません。

5. 医療費助成の対象

小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病に付随して発生する疾病に関する認定期間内の医療が支給の対象となります。

※次のような費用は、助成の対象となりません。(例示)

- ・受給者証に記載された病名以外の病気やけがによる医療費
- ・指定医療機関以外で受けた医療、介護サービス
- ・医療保険が適用されない医療費(保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代、個室料等)
- ・介護保険での訪問介護の費用
- ・はり、きゅう、あんま、マッサージの費用
- ・認定申請時などに提出した医療意見書等の作成費用
- ・コルセットなど補装具の費用

6. 申請方法

【申請者となる方】

○被用者保険の場合

原則、被保険者（医療保険でお子様を扶養している方）である保護者。ただし、単身赴任等で被保険者がお子様と同居していない場合は、お子様を現に監護している者

○国民健康保険の場合

保護者（収入の高い者）

【申請場所】

保護者の住所地を管轄する保健所・支所（後頁参照）

【必要書類】

全員共通で必要なもの


※様式は保健所又は岡山県ホームページから入手できます。

(1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書

(2) 申請者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類

→別紙「マイナンバー（個人番号）の記入・必要書類について」をご覧ください。

(3) 小児慢性特定疾病医療意見書<指定医に記入してもらってください>

 ※医療意見書は都道府県等が指定する「指定医」が記載したものを提出ください。
※成長ホルモン治療をされる方は、「成長ホルモン治療用意見書（新規）」と検査データの提出が必要です。
※診断書発行手数料などがかかりますが、公費による払戻しはできません。

(4) 世帯全員分の住民票

(5) 公的医療保険の被保険者証等のコピー<記号、番号、氏名、住所が記載された部分>

(6) 市町村民税の課税状況がわかる書類（市町村民税（所得・（非）課税）証明書）

次のいずれかが提出できる場合は、市町村民税（所得・（非）課税）証明書に代用することができます。（市町村民税が「非課税」又は「国民健康保険組合に加入されている方」は代用できません。）

- ・給与所得等に係る特別徴収税額決定・変更通知書（全てのページのコピー）
（給与所得者の方は5月頃勤務先より配布されています。源泉徴収票ではありません。）
（2箇所以上から配布されている場合には全て提出してください。）
- ・市町村民税の税額決定・納税通知書（全てのページのコピー）

【人工呼吸器等装着者認定を申請される方、生活保護受給者の方】

市町村民税（所得・（非）課税）証明書を省略できます。ただし、人工呼吸器等装着者の認定がされなかった場合には、必要になります。生活保護受給者は生活保護受給を証明する書類のコピーの提出が必要です。（「国民健康保険組合に加入されている方」、「被用者保険で非課税の方」は市町村民税（所得・（非）課税）証明書を省略できません。）

(7) 同意書

(8) 認印（保健所の窓口で提出する場合）

該当する方のみ必要となるもの

世帯内のお子様と同じ医療保険に加入されている方で次の受給者証をお持ちの方がいる場合

(9) 「特定医療費（指定難病）受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー

▶ お子様異なる疾病で「特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちの場合、または医療保険上の同一世帯内に「特定医療費（指定難病）受給者証」または「小児慢性特定疾病医療受給者証」をお持ちの方がいる場合、世帯内の対象患者の人数を考慮して自己負担限度額が按分されます。

重症患者認定を希望される場合

(10) 重症患者認定申請書

重症である旨、明記のある医療意見書

身体障害者手帳1級又は2級のコピー

どちらかを必ず提出してください。

▶ ※小児慢性特定疾病を主たる要因とした記載のあるものに限り有効です。

※身体障害者手帳の「氏名」「等級」「障害名」の全てがわかるようにコピーして提出してください。

※重症患者認定の申請をされる際は、現在の状態について医師と相談の上、ご申請ください。

人工呼吸器等装着者の認定を希望される場合

□(11)人工呼吸器等装着者申請時添付書類 <指定医に記入してもらってください。>

▶24時間持続して生命維持管理装置（人工呼吸器、対外式補助人工心臓など）が必要でかつ離脱の見込みがない場合であり、かつ生活状況において、部分介助又は全介助が必要な場合に、自己負担限度額が減額されることがあります。

誰の被保険者証・市町村民税（所得・（非）課税）証明書の提出が必要か？

Q1. 申請されるお子様はどの医療保険に加入されていますか？

国民健康保険
(国民健康保険組合を含む)

被用者保険
(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険など)

生活保護を
受給している

Q2. 被保険者へ市町村民税が
課税されていますか？

されていない

されている

A

B

C

D

	住民票	市町村民税（所得・（非）課税）証明書などの課税状況を確認できる書類	医療保険の被保険者証のコピー <記号、番号、氏名、住所が記載された部分>
A	世帯全員分	お子様と同じ国保に加入している方全員分（※義務教育中の方は省略可（国民健康保険の場合に限る））	お子様と同じ国保に加入している方全員分
B	世帯全員分	被保険者分（ただし、被保険者＝お子様本人のとき「父＋母＋本人分」が必要）	お子様本人分（被保険者名が確認できない場合には、被保険者分も必要）
C	世帯全員分	被保険者分	お子様本人分（被保険者名が確認できない場合には、被保険者分も必要）
D	世帯全員分	生計を一にする全員が記載されている生活保護の受給を証明する書類のコピー（福祉事務所で発行）	被用者保険加入の場合、お子様本人分（被保険者名が確認できない場合には、被保険者分も必要）

※住民票と市町村民税（所得・（非）課税）証明書は、市町村役場で取得してください。

【低所得Ⅰの申請について】A、Bの場合で、非課税世帯で年収80万円以下の方

市町村民税非課税（世帯）の場合、申請保護者の平成28年中の次の合計金額が80万円以下であれば、「低所得Ⅰ」の認定を申請できます。希望される方は支給認定申請書の「収入申告」欄に記入し、次の金額がわかる書類を添付してください。①②については、必要書類(6)の書類で確認できれば、追加提出は不要です。

- ① 合計所得金額⇒市町村民税（所得・（非）課税）証明書（合計所得金額が印字してあるもの）
- ② 公的年金等の収入金額⇒市町村民税（所得・（非）課税）証明書等（収入金額がわかるもの）
- ③ 次の給付がある場合の収入額⇒振込通知書など、収入額のわかる書類のコピーを添付してください。
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等の年金、
労災等による障害補償給付、特別障害者手当、経過的福祉手当

7. 受給者証の有効期間について

- ・支給認定申請書の受理日から、次に迎える12月31日までとなります。（ただし、受理日が10月1日から12月31日の場合は、有効期間は翌年12月31日まで）
- ・有効期間満了後も引き続き小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けるには、更新の手続きが必要となります。

8. 受給者証が交付されるまでの医療費払い戻しの手続き

支給認定申請から受給者証の交付までには、2か月程度かかります。認定された場合には、支給認定申請日から認定された日までの期間内に支払った対象疾病に関する医療費は、後日、払い戻しの対象となります。「小児慢性特定疾病医療費等請求書」に支払いを行った医療機関で証明を受け、必要事項を記載の上、保健所窓口へ提出してください。

お住まいの地域による保健所・保健所支所の窓口

申請者のお住まいの住所	管轄保健所名	〒	所在地	電話番号
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	(086)272-3950
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所 東備支所	709-0492	和気郡和気町和気487-2	(0869)92-5179
総社市、早島町	備中保健所	710-8530	倉敷市羽島1083	(086)434-7025
笠岡市、井原市、浅口市 里庄町、矢掛町	備中保健所 井笠支所	714-8502	笠岡市六番町2-5	(0865)69-1673
高梁市	備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似286-1	(0866)21-2835
新見市	備北保健所 新見支所	718-8550	新見市高尾2400	(0867)72-5691
真庭市、新庄村	真庭保健所	717-8501	真庭市勝山591	(0867)44-2991
津山市、鏡野町、久米南町 美咲町	美作保健所	708-0051	津山市椿高下114	(0868)23-0148
美作市、勝央町、奈義町、 西粟倉村	美作保健所 勝英支所	707-8585	美作市入田291-2	(0868)73-4054

制度全般についてのお問い合わせ 岡山県保健福祉部医薬安全課特定保健対策班 (086) 226-7342

重症患者認定基準

1. すべての疾病に関して下記に掲げる症状のうち1つ以上が長期間（概ね6ヶ月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態	具体例
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの	両眼の視力の和が0.04以下のもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・ 脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの
肢体の 機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記（眼及び聴器を除く）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの

2.1 に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの 例:入通院に関わらず化学療法中のもの、白血病など転移の判断が困難な疾患については濃厚な治療を行っているもの(発症から約2年間)、造血幹細胞移植を受けた場合は免疫抑制剤を服用中のもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
皮膚疾患	知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	上記の項目のいずれかに該当するもの